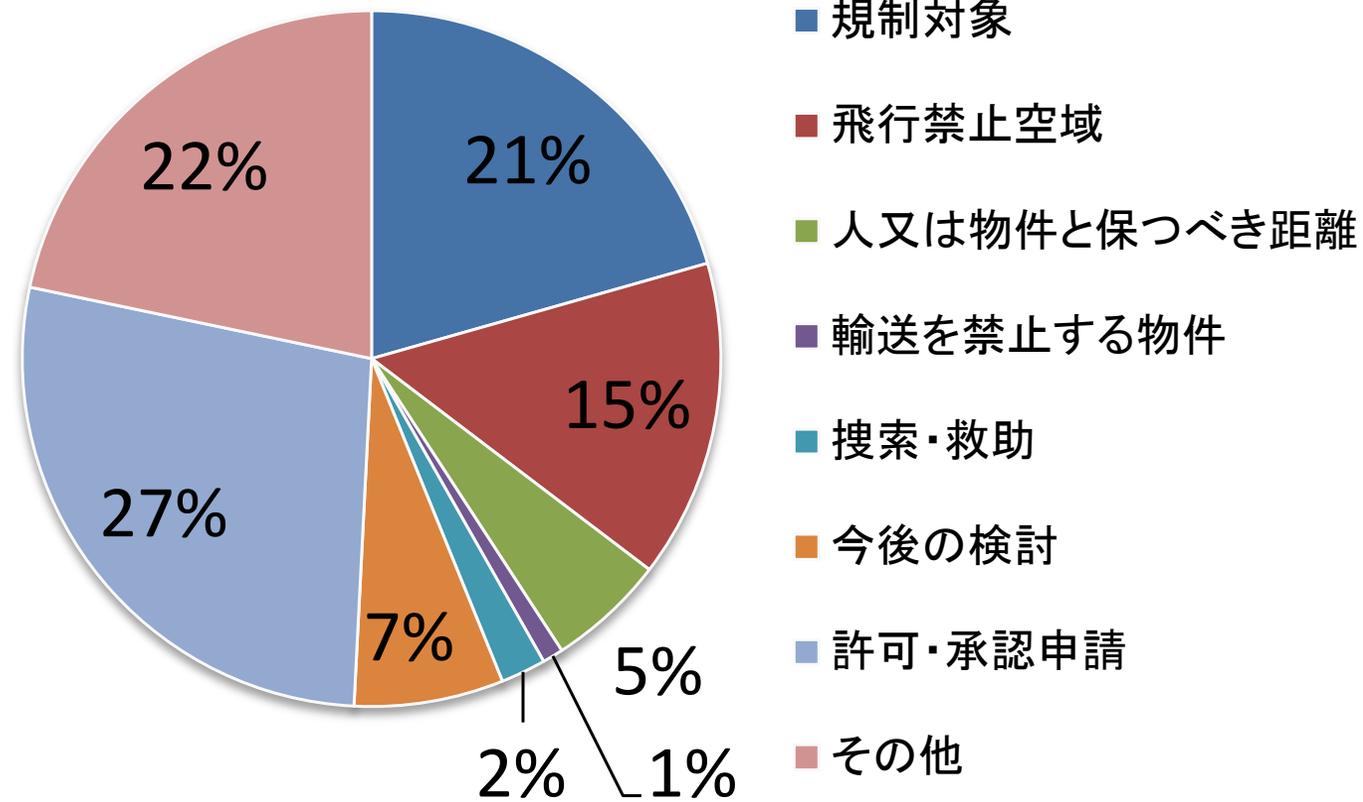


# 航空法施行規則の一部を改正する省令案等 に関するパブリックコメントの結果

1. 意見募集期間 平成27年9月16日～平成27年10月15日
2. 提出数 222件(企業・団体等を含む)  
(電子メール:220件、ファクシミリ:2件、郵送:0件)
3. 意見数 622件

# 意見総数

項目	意見数
規制対象	128
飛行禁止空域	92
人又は物件と保つべき距離	34
輸送を禁止する物件	6
搜索、救助のための特例	13
今後の検討	43
許可・承認申請	171
その他	135
合計	622



パブリックコメントを実施した結果、622件の意見が寄せられた。規制対象(ラジコンを規制対象から除外すべき)等に関する意見が多く見られた。

# 1. 規制対象に関する主な意見

## ①無人航空機の対象から除くものについて

- 例えば500gや1kg未満の機体は無人航空機の対象から除く等、規制の適用外の範囲をもっと広げるべき。
- 規制の対象を機体の機能・性能で区分すべき。
- ラジコン愛好家は従来からマナーやモラルを守って飛行させているため、規制の対象を目的で区分して、ラジコン愛好者を除外してほしい。

## ②上記以外

- ただ規制するだけでなく、安全に飛ばすための運用方法をしっかりと伝えることだと思う。安全について自覚させることのほうが規制することより先なのではないか。

## 2. 飛行禁止空域に関する主な意見

### ①飛行禁止高度について

- 現行の航空法施行規則第209条の3及び4では、管制圏や情報圏以外の空域であり、かつ、航空路外の場合には250mまで許可や届出等が不要であったため、飛行禁止高度を現行航空法施行規則第209条の3及び4の内容とあわせて欲しい。
- 飛行禁止高度を150mよりも低くして欲しい。

### ②人又は家屋の密集している地域として上空の飛行を禁止する地域(人口集中地区(DID))について

- 人口集中地区(DID)で規制するのではなく個別に禁止空域を指定すべき。
- 人口集中地区(DID)内でも例外を認めるべき。

### ③上記以外

- 無人航空機の飛行の許可等を行う条件として、飛行区域内に歴史的建造物や重要文化財を保有する物件(神社仏閣等)がある場合は、その上空を飛行させることにつき、地権者の事前許可を必要とするなど一定の条件を設けることとすべき。
- 私有地だと、そこからはみださなければ飛行しても良いのではないか。

### 3. 人又は物件と保つべき距離に関する者な意見

- 人、物件等との距離については、安全に飛行が可能な高度・距離がどの程度になるのかは、機体やその制御法などによるものであって、一律に設定出来るものではなく、機体・条件等によって変更して頂きたい。
- 無人航空機を飛行させる者や当該者の管理する物件には適用されない等、距離を保つべき人・物件の対象を明確にすべき。

### 4. 輸送を禁止する物件に関する主な意見

- 農薬の輸送については禁止すべき。
- 農業用途における肥料等は対象から除外すべき。

## 5. 捜索、救助のための特例に関する主な意見

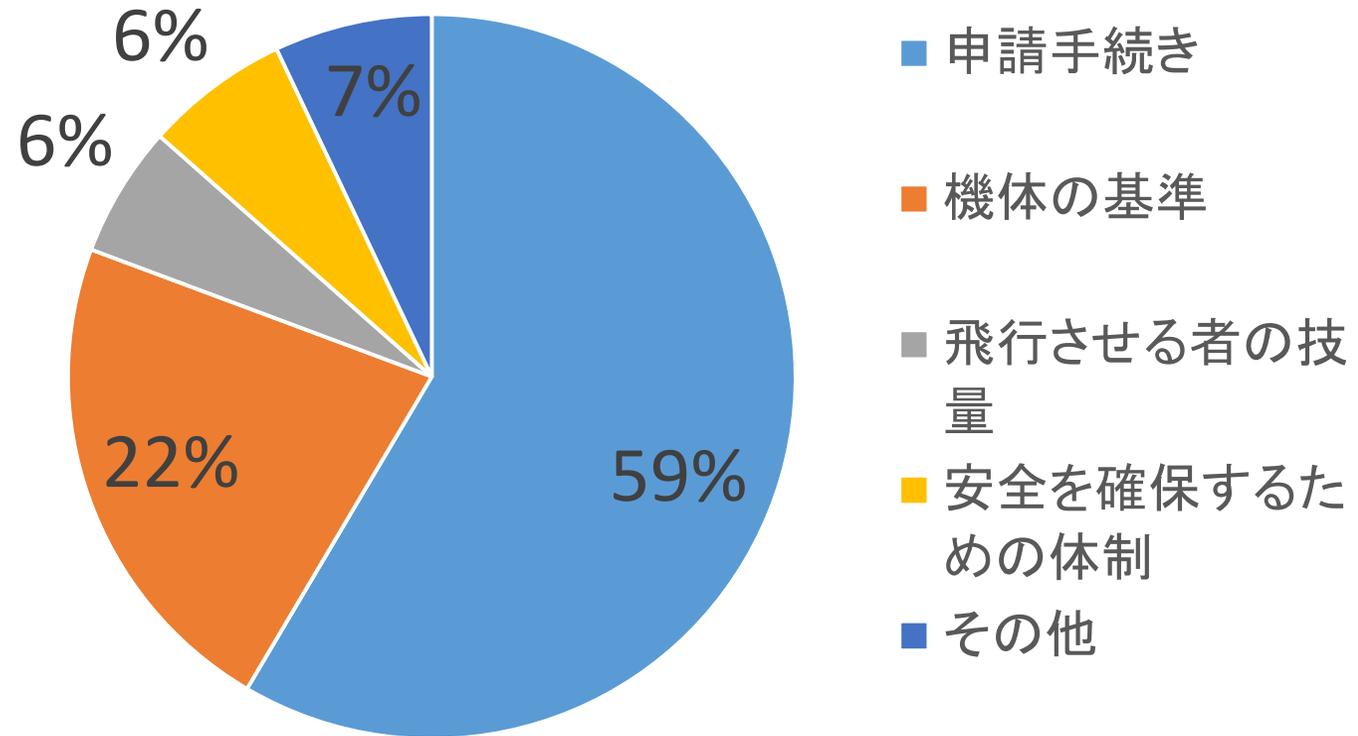
- 国、地方公共団体にかかわらない事業者独自の自主的災害対応についても、特例の範囲となるすべを設けていただきたい。

## 6. 今後の検討に関する主な意見

- 機体登録、機体検査、免許制度を導入すべき。
- 安全を管理する仕組みを導入すべき。
- 事故報告を義務化すべき。
- 保険加入を義務付けるべき。

## 7. 許可・承認申請に関する意見の内訳

許可・承認申請に関する意見の内訳	意見数
申請手続き	100
機体の基準	38
飛行させる者の技量	10
安全を確保するための体制	11
その他(物件投下・目視外飛行の許可について等)	12
合計	171



合計171件の意見のうち、許可・承認の申請手続きに関するものが過半数を占めた。

## 7. 許可・承認申請 ①申請手続きに関する主な意見(1)

### i) 申請方法について

- 承認までに要する期間を明確にしてほしい。
- 電子メールやインターネットによる申請ができるようにしてほしい。
- 申請書の提出期限(飛行予定開始日の15日前まで)が早すぎる。
- 2回目以降の許可等の申請時には、記載事項や添付書類について、同一内容の部分を省略可能としてほしい。

### ii) 申請手続きについて

- 法99条の2等に基づく飛行実績のある無人航空機については、申請手続きを簡素化してほしい。
- 試験・研究開発段階の無人航空機については、例外規定を設けるか申請手続きを簡素化してほしい。
- 企業・団体等を責任主体とする申請を認めてほしい。
- 無人航空機の機体、場所、日時、飛行方法等について包括的な申請を認めてほしい。
- 団体等に登録されている無人航空機については、申請手続きを簡素化してほしい。

## 7. 許可・承認申請 ①申請手続きに関する主な意見(2)

### iii) 許可等の期間について

- 事業用のドローンは継続的に使用することから許可等の期間の限度を1年から3年に延長していただきたい。
- 次回更新時には自動更新という形にしてもらいたい。
- 農薬散布や原子力事業等の一部の事業については許可等の期間の限度を撤廃していただきたい。
- 無人航空機の飛行は気象条件によって左右されることから予備日程を含めて申請できるようにしてほしい。
- 日々の練習でさえもその都度承認を受けなければ出来ないと、模型航空機愛好家にとっては非常に困る。

### iv) 許可等を行った内容の公表について

- 許可等を行った内容の公表は、業務等に支障が発生する場合もあるので慎重に対応してほしい。

## 7. 許可・承認申請 ②機体の基準に関する主な意見

- バッテリーの二重化やパラシュートの展開機能等については、重量増加によりかえって地上の人又は物件へのダメージが大きくなるなど、これらの有効性が疑わしい。
- シングルローターヘリ等はプロペラガードの装着が困難。
- 追加基準等はいくまで例示してほしい。
- 曖昧な基準があるので具体的に示してもらいたい。

## 7. 許可・承認申請 ③飛行させる者の技量、④安全を確保するための体制に関する主な意見

### i) 飛行させる者の技量に関する主な意見

- 10時間の飛行経験は長く、非現実的である。
- 夜間飛行における操縦者の基準に、赤外線カメラによるモニターを見ながらの遠隔操作や自動操縦が追加されるべき。
- 団体等の技能検定を受けている場合は、基準に適合しているものとみなしてほしい。
- 飛行許可はラジコンヘリコプター検定(c級以上)や無人産業ヘリを操作できる資格者に限定した方がよい。

### ii) 安全を確保するための体制に関する主な意見

- 補助者の配置は、カメラやセンサー等で代替可能であり、補助者の配置は厳しすぎる。

## 8. その他に関する主な意見

- 外国人も含め周知をしっかりとやってほしい。
- 法律施行後、各項目の具体例・解釈例をホームページで随時公開していただきたい。
- 基準等については、技術開発等を踏まえ見直すべき。